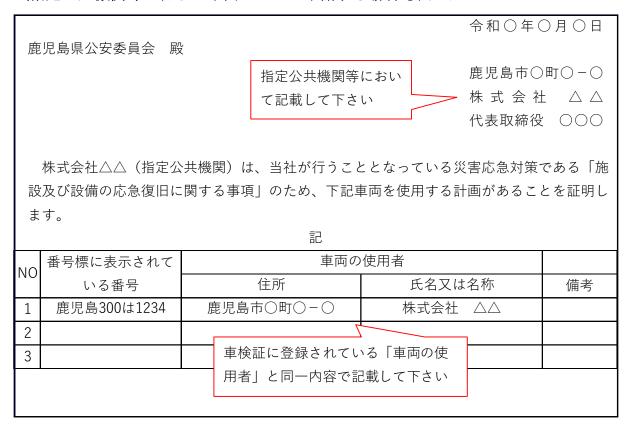
## 緊急通行車両の確認手続き案内

手続きの内容・資格	災害対策基本法に基づく災害応急対策を実施するための車両
	その他詳しくは、警察本部交通規制課及び最寄りの警察署交通課に
	お尋ね下さい。
手 数 料	無料
受付期間等	受付期間:月曜日から金曜日(祝日,年末年始を除く。)
	受付時間: 8時30分から16時30分まで
	※ 12時00分から13時00分の受付については、申請先の警察署へお
	尋ねください。
	※ 申請から届出済証の交付まで日数を要する場合がありますので、
	申請先の警察署へお尋ねください。
受付窓口	車両の「使用の本拠の位置」を管轄する警察署の交通課又は幹部派
	出所に提出してください。
	※ 幹部派出所の取扱いについては、幹部派出所が管轄する場所に関
	する申請のみが対象となります。
	※ 警察署又は幹部派出所の管轄については、「警察署の管轄につい
	て」をご参考ください。
申請書類	○ 緊急通行車両確認申出書
	○ 添付書類
	① 自動車検査証又は軽自動車届出済証の写し
	② 災害応急対策を実施するための車両として使用されるもので
	あることを確かめるに足りる書類(例 使用する車両について特
	定された防災業務計画,証明書類等)
	※ 車両を特定する内容が必要です。
	※ 指定公共機関自らの車両の場合でも提出が必要です。
	③ 指定公共機関等の車両であることを確かめるに足りる書類(例
	車両リスト,証明書類等)
	※ ②,③の内容を兼ねた証明書類を1通で提出することもできます。
	(別紙参照)
	※ なお、車両の用途や活動地域等が同じで、車両の登録番号のみが
	異なる場合、複数台の車両を一括して申出することができます。
備考	○ 届出書に押印は不要です。
問い合わせ先	鹿児島県警察本部交通部交通規制課企画許可係
	電話 099-206-0110 (内線5172・5173)

## ②, ③の内容を兼ねた証明書類例

(指定公共機関等が自らの車両について申請する場合も同じ)



## ※ 指定公共機関等が自らの車両について申請する場合も②、 ③の書類の提出が必要です。

契約により、使用する期間が決まっていて更新が見込まれない場合は備考欄に 期間を記載して下さい。

※ 自動車検査証の使用者欄の氏名が指定公共機関等そのものである場合は、車 検証の写しの添付をもって、上記③の書類が添付されているものとしますが、別 途②の書類は必要となります。